

仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱

(平成23年8月1日環境局長決裁)

(総則)

第1条 仙台市低炭素型ボイラー転換補助金(以下「補助金」という。)の交付については、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、仙台市内のボイラー設置事業者を対象に、重油、軽油、または灯油(以下「重油等」という。)を燃料(専焼のものに限る。)とするボイラーから、二酸化炭素排出係数が低い都市ガス、天然ガス(NG)、または液化石油ガス(LPG)(以下「都市ガス等」という。)を主に燃料とする低炭素型ボイラー(混焼のものを含む。)への転換(以下「補助事業」という。)を進め、温室効果ガスの排出量を削減し、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)に掲げる脱炭素都市づくりに資することを目的とする。また、災害時の対応力強化の観点から、複数の燃料を使用可能とする施設の導入も併せて推進する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ボイラー 容器や管に水等の熱媒を入れ、油やガスなどを燃料とする熱源の伝熱により、温水や蒸気をつくり、これを他に供給する装置をいう(冷温水発生機及び熱風ボイラーを含む。)
- (2) 低炭素型ボイラー 二酸化炭素排出係数が低い都市ガス等を燃料とするボイラーをいう。

(補助事業等)

第4条 市長は、補助事業者が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助事業者に対し補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)は補助の対象外とする。

2 この補助金の補助事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は、別表によるものとする。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、別表の条件によるほか、次に掲げる条件に該当する者とする。

- (1) 補助事業に係るボイラーが大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設となっている場合は、同法第6条第1項に基づく届出をしていること
- (2) 個人の場合にあつては、本市の市税、みやぎ環境税(以下「市税等」という。)を滞納していないこと
- (3) 個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、市税等を滞納していないこと

(市税等の滞納がないことについて)

第6条 前条第2号及び第3号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税等の納税状況を調査し、確認するものとする。ただし、申請者が、市税等の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱いについて)

第7条 第5条第2号及び第3号に規定する市税とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者が個人の場合 個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税
- (2) 申請者が個人以外の場合 個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ第1号様式による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を実施する会計年度の10月31日(仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第61号)第1条第1項に定める市の休日にあたる場合は、その前日)までの間に、第1項の規定による補助金交付申請書を市長へ提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合は、別表に定める補助金交付の要件に適合すると認められるものうちから、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。

4 同じ補助事業者は、同一会計年度内に1回に限り補助事業を申請できることとする。

(補助金に係る消費税及び地方消費税)

第9条 補助事業者は、第8条に規定する申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知等)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときには21日以内に、所要の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付すると決定した者に対しては第2号様式による補助金交付決定通知書により、交付しないと決定した者に対しては第3号様式による補助金不交付決定通知書により、それぞれ通知する。

2 市長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 市長は、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第8条第2項に定める期間にかかわらず補助金交付申請の受付を停止し、予算の範囲内で交付の決定を行う。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業に着手した日とし、当該着手日は交付決定日以降であるものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して21日以内に、第4号様式による補助金交付申請取下届出書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の計画変更の承認申請)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、第5号様式による補助事業計画変更承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、経費の配分を変更する場合であって、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の総額の20%以内の減少

(2) 補助事業に要する経費の相互間の20%を越えない額の流用に伴う増減

(補助事業の計画変更の承認)

第13条の2 前条の申請に対する承認は、第5号の2様式による補助事業計画変更承認通知書により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を変更することができる。

2 前項の変更を行ったときは、市長は、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、第6号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第14条の2 前条の申請に対する承認は、第6号の2様式による補助事業中止(廃止)承認通知書により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の取消しを行ったときは、市長は、理由を付して書面により通知するものとする。

(事故報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第7号様式による補助事業事故報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了日から起算して30日以内に、当該年度に行われた工事、物品購入等の支払い及び精算を完了し、第8号様式による補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない(最終報告期限 属する会計年度の1月31日)。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第17条 補助事業者は、前条に規定する実績報告に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、第16条の規定による実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、第9号様式により速やかに市長に報

告するとともに、市長の返還指示を受けてこれを返還するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第19条 市長は、第16条の規定による補助事業実績報告書について、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合、速やかに第11号様式による補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が、この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、規則第20条第1項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ第12号様式による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、補助事業者が規則第20条第1項に規定する処分をしたことにより収入を生じたときは、補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を仙台市に納付させることとする。

(立入検査等)

第23条 市長は、規則第21条第1項に規定する検査の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の保存義務)

第24条 補助事業者は、補助事業に関する書類を備え、これを当該補助対象経費により取得した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6までに定める耐用年数を経過した年度又は廃止した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。(提出部数)

第25条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、2部(正本1部、副本1部)とする。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

附 則(平成25年3月11日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年3月17日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成28年3月11日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成30年4月26日改正)

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則(平成31年3月15日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和2年3月19日改正)

(実施日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第24条の規定は、この要綱の実施の日以後に交付の決定がなされた補助事業者 について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助事業者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月15日改正)

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。

附 則(令和3年3月18日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和3年4月20日改正)

この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

別表

<p>補助事業</p>	<p>低炭素型ボイラーへの転換</p> <p><補助対象工事> 重油等を燃料(専焼のものに限る。)とするボイラーから低炭素型ボイラーへ転換する以下の工事 (1) ボイラー本体(バーナー含む)の更新工事 (2) ボイラーのバーナー(付属装置含む)の交換工事 ※更新前設備等は、撤去等により使用できないようにすること ※原則、更新後施設は、更新前施設と定格熱出力が同等か、またはそれ以下のものとする</p>
<p>補助事業者</p>	<p>次の(1)～(3)のすべてを満たす事業者 (1) 仙台市内で、重油等を燃料(専焼のものに限る。)とするボイラーを設置し、使用している事業者。(事業に供するものを対象とし、リースは除く。) (2) 私企業(民間事業者)であること (3) 暴力団等との関係を有していないこと</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>次に掲げる経費に該当するもの (1) 設計費 (2) 既存設備撤去費 (3) 新規設備機器費 (4) 新規設備設置工事費(改造含む) (5) 敷地内ガス管敷設費 ※各補助対象経費に消費税等は、含めないものとする ※既存の設備等及び過去に使用されたことのある設備等は新規設備等として該当しないものとする</p>
<p>補助金の額</p>	<p>(1) 補助対象経費の1/3以内とする。 (2) 補助金の上限額は、都市ガス等を専焼するボイラーを導入した場合は5,000千円、都市ガス等と重油等を混焼できるボイラーを導入した場合は6,000千円とする (3) 同じ補助事業者は、同一会計年度内に1回に限り補助事業を申請できることとする。また、補助事業者が当年度の1月31日までの期間中に受けることのできる補助金総額の上限額は前年度の補助金の額と合わせて(2)のとおりとする。 (4) この補助金と併せて他の制度の補助金を受ける場合、この補助事業に係る補助金の合計額が補助対象経費に2/3を乗じた額を超えることはできない。 (5) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

備考

1 契約に係る注意事項は次のとおりとする。

- (1) 発注業者の選定にあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札(又は3社以上の相見積)により、発注先を選定すること
- (2) 見積依頼は必ず書面で行い、その際、見積項目が一式で50万円以上(単体で50万円以上の機器は除く。)とならないよう見積依頼書に明記し、一式で50万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書を見積書に添付すること
- (3) 発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札(又は3社以上の相見積)が著しく困難又は不適当である場合は、事前に発注先選定理由書を提出すること